

青森県過疎地域等政策支援員設置要綱

（趣旨）

第 1 この要綱は、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け総行過第 29 号総務省自治行政局過疎対策室長通知）に基づき、青森県過疎地域等政策支援員（以下、「支援員」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 この要綱において、「過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域を有する市町村（令和 8 年度までの間は同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村及び同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含み、令和 9 年度までの間は同法附則第 5 条第 1 項に規定する特別特定市町村及び同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含む。）をいう。

2 この要綱において、「過疎地域等市町村」とは、次の各号に掲げる市町村をいう。

- （1）前項に規定する過疎地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- （2）山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村
- （3）半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- （4）地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 3 条第 3 項第 1 号の基準に適合すると認められた地区をその区域の全部又は一部とする市町村（同条第 1 項の認定を受けるための取組を行う市町村を含む。）

（設置）

第 3 過疎地域等市町村の専門人材の確保・活用による雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進するため、交通・地域社会部地域交通・連携課に支援員を置く。

（身分）

第 4 支援員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員とする。

（委嘱）

第 5 支援員は、第 7 に掲げる業務に係る過疎地域等市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の知見を持つ有識者の中から知事が委嘱する。

（委嘱期間）

第 6 支援員の委嘱期間は、1 年以内とする。ただし、再度の委嘱を妨げないものとする。

（業務内容）

第 7 支援員は、本県の過疎地域等市町村の区域内において、市町村、地域住民、事業者等と連携し、次に掲げる業務について、市町村施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援業務に従事する。

なお、過疎地域を有しない市町村の支援業務に従事する場合、過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えない範囲で行うものとする。

- （1）地域の新たなつながり・価値の共創
- （2）地域づくり人材の活用促進
- （3）特定地域づくり事業の推進
- （4）その他、過疎地域等市町村の持続的発展に係る支援

（勤務日及び勤務時間）

第 8 支援員の勤務日及び勤務時間は、別に定めるものとする。

（報酬）

第 9 支援員の報酬は、予算の範囲内で知事が別に定めるものとする。

（費用弁償）

第 10 支援員の費用弁償は、特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年 9 月青森県条例第 43 号）第 4 条の規定による。

（秘密を守る義務）

第 11 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第 12 この要綱に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 25 日から施行する。